

「改訂新版 遺産分割と相続発生後の対策」

～ 改訂版で追加された対策案等を中心に～

講師：税理士・元名古屋学院大学大学院客員教授

竹 本 守 邦

日時： 令和 6 年 4 月 10 日(水) 13:30～15:30

会場： 税理士会ビル 2 階 大会議室

主催： 名古屋税理士会名古屋北支部

「改訂新版 遺産分割と相続発生後の対策」

～改訂版で追加された対策案等を中心に～

目次

はじめに	2
第 1 章 相続開始後の手続	2
コラム 4 相続人が一人となった場合の第一次相続の不動産の相続登記	3
第 2 章 相続の放棄による対策	3
第 3 章 遺産が未分割である場合の取扱い	4
第 4 章 配偶者がいる場合の遺産分割の工夫	4
第 5 章 遺産分割の工夫による相続税の軽減対策	6
第 1 節 不動産を相続する場合の工夫	6
コラム 13 財産評価基本通達総則 6 項による否認事例	7
第 2 節 小規模宅地等の特例を有利に適用するための工夫	7
第 3 節 相続した不動産を譲渡する場合の工夫	8
第 4 節 株式を相続する場合の工夫	8
コラム 18 純資産価額の引下げの検討項目	9
第 5 節 みなし相続財産を取得する場合の工夫	9
第 6 節 債務を承継する場合の工夫	9
第 7 節 税額計算の規定を有利に活用するための工夫	10
第 8 節 農地等についての納税猶予を適用する場合の工夫	10
第 9 節 有利な納税方法のための工夫(延納又は物納の選択)	11
第 6 章 相続税申告後の工夫と見直し	12
第 1 節 税務調査の実態と修正申告を行う場合の対応策	12
第 2 節 申告期限から 3 年経過の直前対策	13

はじめに

本書の初版は平成 14 年に発刊され、以来好評をいただき、6 回の改訂を重ねてきました。前回の改訂からおよそ 5 年が経過し、その間に、民法相続編の改正によって配偶者居住権や特別寄与制度などが新設され、相続税制では民法改正に伴う改正や小規模宅地等の特例が見直されました。また、財産評価基本通達では広大地評価が廃止され、地積規模の大きな宅地に変更されました。さらに、本書の監修と著者全員のご指導をいただいた中川昌泰先生が令和 3 年 1 月にご逝去されました。そのため、今回は改訂新版として章立てや内容を変更し、監修を山本和義先生にお願いすることとなりました。

この講座では、本書の良さを知っていただくため、各章の概要を記載するとともに、実務の参考となるいくつかの設例を抽出して説明することとします。

第 1 章 相続開始後の手続

遺言書が残されていない場合、相続が開始すると遺産は相続人全員の共有状態となります。遺産分割協議は、その共有状態となっている遺産を各相続人に帰属させるための手続です。遺産分割協議の前提として、相続人が誰であるのかを証明するために、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本と、各相続人の戸籍謄(抄)本が必要となります。実務では、これらの書類に基づき「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局で法定相続情報の交付を受けて、遺産の名義変更手続などを行います。

しかし、相続人の中に、相続の放棄をしたい人とか、未成年者がいたり、海外に居住している人がいたりすると面倒な手続きが必要です。遺言書が残されていても、検認手続きが必要な場合があり、遺留分の侵害額請求がなされると、侵害額の算定や対応に追われることとなります。

また、預貯金等の名義変更等手続きにおいては、金融機関ごとに求められる書類や書式が異なっていますし、上場株式等についても証券会社ごとに確認が必要です。さらに、1 人住まいの方が亡くなった場合には、遺産の搜索が必要となる場合があります。

このように、相続が開始すると様々な手続きや確認が必要となるため、本章では各種の手続きについて具体的に解説しています。

以下、節のみ箇条書きしておきます。

第1節 相続開始後の標準的なスケジュール

第2節 相続人の確定

第3節 相続人不存在の場合

第4節 相続の開始(3つの死亡)と相続の開始があったことを知った日

- 第5節 相続人の3つの選択肢(単純承認・放棄・限定承認)
- 第6節 遺言書がある場合
- 第7節 遺留分制度
- 第8節 寄与制度
- 第9節 遺言書がない場合
- 第10節 相続人のうちに未成年者がいる場合
- 第11節 相続人のうちに判断能力の不十分な人がいる場合
- 第12節 行方不明者がいる場合
- 第13節 相続欠格・廃除
- 第14節 遺産整理業務

「第6節 遺言書がある場合」では、新しい制度である自筆証書遺言に係る法務局の保管制度等を説明しています。また、「第14節 遺産整理業務」では、被相続人が日本人で、相続人が海外に居住している場合の手続きや、各種財産の名義変更手続きについて具体的に説明しています。

コラム4 相続人が一人となった場合の第一次相続の不動産の相続登記

第2章 相続の放棄による対策

相続とは、相続開始のときから被相続人の所有に係る一切の権利義務を承継する制度ですから、通常は「単純承認」をしたものとみなされます。しかし、消極財産が多い場合には、積極財産を超える債務を負う場合があります。そこで相続人は、相続財産の範囲内でのみ被相続人の債務を負う「限定承認」や、一切の財産を放棄する「相続放棄」の選択ができます。本章では、相続発生後の対策の一つとして、相続放棄を考える場合の留意点等について設例を挙げて説明しています。例えば、相続人のうちの誰が放棄をするのか、あるいは放棄をする場合としない場合とで、相続税負担額に差が出てしまうという設例になります。以下、設例項目のみ列挙いたします。

- 2-1 相続の放棄によって相続の順位が変わる場合の留意点
- 2-2 相続の放棄によって遺留分算定基礎財産の計算が変わる
- 2-3 相続の放棄があっても取得することができる財産(みなし相続財産)
- 2-4 相続の放棄によって不適用となる相続税法の規定(事実上の放棄の選択)
- 2-5 相続の放棄をすると相続財産から債務控除ができない
- 2-6 相続を放棄した者が生命保険金を受け取ると非課税規定の適用がない
- 2-7 先順位全員放棄によって次順位の農業従事者が農地の納税猶予を受けられる

第 3 章 遺産が未分割である場合の取扱い

本章では、相続税の申告期限までに遺産が未分割である場合において、第 1 節で分割までの間の法定果実(賃料債権等)が各相続人に法定相続分で帰属するという最高裁判決を紹介するほか、準共有状態にある株式の権利行使に係る留意事項を述べ、第 2 節で未分割の場合の申告手続きを解説し、第 3 節では相続税の具体的な計算方法を説明しています。また、第 4 節では未分割の場合の相続税法上の不利な取扱いを説明しています。さらに、第 5 節では未分割の場合の所得税と消費税の取扱いについて、設例を挙げて説明しています。以下、節のみ箇条書きします。

第1節 遺産分割協議が調わない場合

2 未分割遺産から生じた債権の帰属

3 取引相場のない株式等が準共有状態の株式等の議決権の行使

第2節 遺産の全部又は一部が未分割である場合の相続税の申告方法

第3節 遺産の一部が未分割である場合の相続税の計算方法

第4節 相続税の申告期限までに遺産分割が調わない場合の不利な取扱い

第5節 未分割の場合の所得税と消費税の申告

第6節 分割争いから派生する経済的・精神的損失

第 4 章 配偶者がいる場合の遺産分割の工夫

共同相続人の中に配偶者がいる場合、その配偶者は被相続人の財産形成に最も貢献しており、老後の生活にも配慮が必要なことから、民法では法定相続分でその考慮がなされており、新たに配偶者居住権の利用も可能となりました。また、相続税法でも配偶者に対する相続税額の軽減制度により、相続税が大幅に軽減されます。

しかし、一次相続で配偶者が取得した財産は、将来二次相続が発生した場合に配偶者の固有財産と共に再び相続税の課税対象となります。このように、共同相続人の中に配偶者がいる場合には、様々なことに配慮しながら、長期的な視野で相続税の軽減を図りつつ、相続人への円滑な財産承継を検討することが必要になります。そこで、本章では配偶者がいる場合の遺産分割の工夫について、事例を交え紹介しています。

第 1 節 配偶者が相続する財産を決定する場合の留意点

まず、共同相続人の中に配偶者がいる場合に留意すべき事項は、第一次相続と第二次相続との通算相続税額を最も少なく工夫することです。第一次相続において配偶者に対する相続税額の軽減を最大限利用すれば通算相続税額が最も有利になるとは、必ずしもいえません。配偶者の固有財産の多寡、第二次相続までの期間、配偶者がどのような財産を

取得するのか、さらには小規模宅地等の特例を誰が適用するのかの違いによって、異なってきます。したがって、配偶者の意思に配慮しつつ、通算相続税額が少なくなるように、いくつかの試算をしたうえで共同相続人に説明し、同意を得る必要があります。

一般的には、第二次相続のことを考慮すると、まず配偶者が相続する財産は値上がりが予想されるものや、高収益不動産等を避けるのが望ましいといえます。

4-1-1 配偶者の相続割合は第二次相続まで考慮して決定する(二次相続の発生年や配偶者の固有財産の有無により変化する)

4-1-2 連続して相続が発生した場合には、第二次相続の分割が決まるまで第一次相続の申告は未分割として行う

4-1-3 配偶者の税額軽減を適用しない方が有利となるケースもある

4-1-4 配偶者が相続する財産は第二次相続を考慮して選択する

第2節 民法改正における配偶者を保護するための方策

第2節では令和2年4月1日から施行されている配偶者居住権の全般について解説しています。そして、4-3-3では配偶者居住権を設定した場合の有利不利について、設例に基づき解説しています。原則として、配偶者居住権の存続期間は配偶者の終身とされていることから、配偶者が死亡すればその配偶者居住権が消滅するので、第二次相続では課税対象となりません。したがって、当該配偶者居住権に関する権利の評価額分だけ有利になることが想定されます。しかし、配偶者居住権が設定された建物とその敷地の所有権を取得した相続人が配偶者と別居の場合には、当該相続人にとっては特定居住用宅地等に該当しなくなってしまうので、注意が必要です。

第3節 配偶者がいる場合に検討したい遺産分割の工夫の具体策

以下、参考のため第3節の設例項目内容を列挙します。

4-3-1 建物の建築中に相続が発生した場合は配偶者が相続する(評価差額の活用)

4-3-2 子が相続した賃貸不動産のうち建物のみを同一生計の母に譲渡し、相当の地代を受け取ることによって毎年地代相当額の財産移転を行う

4-3-3 配偶者居住権の設定をすることにより第二次相続が有利になる

4-3-4 小規模宅地等の特例は配偶者以外の相続人が選択する

4-3-5 配偶者は限度面積調整後で最も減額される宅地からは小規模宅地等の特例を選択しない方が有利(配偶者に対する相続税額の軽減を最大限活用)

4-3-6 限度面積を超過(330㎡超)する特例対象宅地等がある場合、第二次相続でも適用できるように調整する

4-3-7 後に配偶者が配当還元方式で贈与できるような割合で自社株を相続する

- 4-3-8 配偶者が自社株を相続し、死亡退職金支給等の対策により自社株評価を引き下げた後、事業承継相続人に対して自社株を計画的に譲渡又は贈与する
- 4-3-9 比準要素数 1 の会社に該当する自社株を配偶者が相続し、復配と利益計上対策で一般の評価会社にした上で第二次相続対策を行う
- 4-3-10 農地等についての相続税の納税猶予を適用する場合は、配偶者も農業相続人とすることにより配偶者の税額軽減を有効活用する
- 4-3-11 配偶者のあん分割合を切り上げる
- 4-3-12 配偶者が農業相続人である場合のあん分割合を切り上げる
- 4-3-13 代償金の時価換算(代償金対象財産を相続税評価額ベースで換算する)
- 4-3-14 配偶者以外の相続人が死亡退職金を受け取る
- 4-3-15 小規模企業共済の死亡共済金について、被相続人の事業を承継した子が承継通算制度を活用する
- 4-3-16 配偶者所有の隣地を加えれば地積規模の大きな宅地に該当する場合は、その宅地を配偶者が相続する
- 4-3-17 譲渡予定の土地は、相続税の取得費加算の特例(措法 39)を活用するために、配偶者以外の相続人が相続する
- 4-3-18 被相続人の居住用不動産は、3,000 万円控除の空き家特例(措法 35)等を活用するため配偶者が相続する(配偶者の相続開始後に譲渡予定の場合)

第 5 章 遺産分割の工夫による相続税の軽減対策

第 4 章 3 節で配偶者がいる場合の第二次相続対策を考慮した遺産分割の工夫についてみたので、本章では、それ以外の遺産分割の工夫による相続税の軽減対策を取り上げます。項目的には、不動産、小規模宅地等の特例、相続不動産を譲渡する場合、自社株、みなし相続財産、債務の承継、税額計算規定の有利活用、農地等の納税猶予特例、有利な延納又は物納選択等多岐に分かれます。

以下、各節毎の項目内容の概要を記載します。

第 1 節 不動産を相続する場合の工夫

- 5-1-1 相続後の相続人毎の所得税負担が過重にならないように、収益性の高い不動産は所得の低い相続人が取得する
- 5-1-2 固定資産税の債務控除と所得税の必要経費算入の時期選択
- 5-1-3 土地の合理的な分割取得による高い路線価の影響削減
- 5-1-4 一体であれば地積規模の大きな宅地に該当する土地については、共有あるいは

単独取得する

- 5-1-5 財産評価基本通達では考慮の対象外とされる個別要素の強い土地については、不動産鑑定評価による申告を検討する
- 5-1-6 宅地比準方式により評価する市街地農地を分割取得した場合は、取得者ごとに土止費を計算する
- 5-1-7 山林等の評価では、登記簿や森林簿の記載を鵜呑みにせず、現地確認等によって実際の面積を把握する
- 5-1-8 家屋の修繕や改築を行っている場合は、固定資産税評価額の改訂を依頼する

コラム 13 財産評価基本通達総則 6 項による否認事例

第 2 節 小規模宅地等の特例を有利に適用するための工夫

- 5-2-1 小規模宅地等の特例について最も有利な適用を選択できる相続人が、特例対象宅地等を取得する
- 5-2-2 被相続人の土地の上に、使用貸借に基づき生計一の相続人が賃貸住宅を建築し賃貸している場合は、その建物所有者が取得すれば貸付事業用宅地等に該当する
- 5-2-3 同単価の特例対象宅地等が複数あって、二割加算対象者がいる場合は、その二割加算対象者から優先して選択する
- 5-2-4 特定事業用宅地等に該当するためには、事業継続要件を満たす相続人がその土地を取得する
- 5-2-5 被相続人が居住していた家屋に同居していた親族がいる場合は、その敷地をその同居親族が取得する
- 5-2-6 被相続人に配偶者がなく、同居親族もいない場合は、居住している家屋を所有したことがない相続人が取得する
- 5-2-7 一棟の建物が複数の利用区分に分かれる場合、その敷地についても建物の利用区分に応じてあん分し、特例対象宅地等の判定を行う
- 5-2-8 被相続人と生計を一にする親族との共有である貸家の敷地については、生計一親族が取得すれば、全体が貸付事業用宅地等に該当する
- 5-2-9 小規模宅地等の特例適用に伴う相続税負担の不公平を代償分割で解消する
- 5-2-10 手続要件充足のため特例対象宅地等を取得した全員の選択同意書を添付する

第 3 節 相続した不動産を譲渡する場合の工夫

- 5-3-1 居住用財産を譲渡予定の場合は、その家屋に居住している親族が取得する
- 5-3-2 収用等による買取り予定地がある場合は、複数の相続人で均等共有取得する
- 5-3-3 一人住まいの被相続人の居住用不動産は、相続人が共有取得し譲渡すれば、空き家の 3,000 万円控除の特例(措法 35)を各人が適用できる
- 5-3-4 一人住まいの被相続人の居住用不動産で、小規模宅地等の特例と空き家の 3,000 万円控除の特例(措法 35)とを合わせて適用できる場合であっても、遺産分割の仕方によっては有利、不利が分かれる
- 5-3-5 譲渡予定の不動産については、代償分割よりも換価分割による方が、譲渡所得の計算上有利である(代償分割は取得費加算の特例計算上不利な扱いを受ける)
- 5-3-6 相続財産を譲渡して取得費加算の特例(措法 39)の適用を受ける予定の相続人は、出来る限り債務の承継を少なくする

〈参考〉 各相続人ごとの取得費加算額の計算式

$$\text{取得費加算額} = \text{相続税額} \times \frac{\text{譲渡資産の価額(相続税評価)}}{\text{相続税の課税価格+債務控除額}}$$

- 5-3-7 不動産の売買契約中に売主に相続が開始した場合は、被相続人か(契約日基準)相続人か(引渡日基準)、いずれで譲渡所得の申告をした方が有利か試算をする〔筆者の経験では被相続人が申告した方が有利〕
- 5-3-8 農地等についての納税猶予の特例を受ける場合は、納税猶予適用前の相続税額を基に取得費加算額を計算する
- 5-3-9 相続開始時に債務超過であっても、相続時精算課税適用者は相続放棄をしない選択も検討する

第 4 節 株式を相続する場合の工夫

- 5-4-1 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を受ける場合には、特例後継者が同族関係者の中で筆頭株主になるようにする
- 5-4-2 筆頭株主要件は、特例承継期間中継続しなければならない(他の同族関係者の相続についても注意)
- 5-4-3 自社株について配当還元方式で評価できるように、各相続人が議決権割合 5%未満になるよう分割する
- 5-4-4 死亡退職金の支給によって、自社株評価の引き下げ、相続財産の縮小、法人税の圧縮及び相続税の納税資金確保等をバランス良く行う

- 5-4-5 純資産価額の計算上、会社の業績(赤字)等によっては「仮決算」を行うことを考える(同時に各資産の評価替えも行う)

コラム 18 純資産価額の引下げの検討項目

- 5-4-6 相続財産に同族会社に対する貸付金がある場合、繰越欠損金の範囲内で放棄を行い、相続後に債権放棄、贈与又は現物出資によって消滅させる
- 5-4-7 相続した自社株を発行会社に譲渡すれば、みなし配当ではなく譲渡所得課税となり、かつ取得費加算の特例も使える
- 5-4-8 上場株式の分割協議は、相続税評価額だけでなく分割時の価額等を考慮して取得者を決定する
- 5-4-9 株主優待制度を有効活用できるように上場株式の分割を行う

第 5 節 みなし相続財産を取得する場合の工夫

- 5-5-1 相続財産が債務超過の状況で、多額の生命保険金を受け取る場合には、相続の放棄をする(ただし、非課税金額の適用はない)
- 5-5-2 配偶者を被保険者とする生命保険契約に関する権利がある場合、第二次相続時の非課税限度額までは配偶者が取得し、超える契約については子が取得して一時所得課税を受ける
- 5-5-3 保険契約上の保険受取人以外の者が死亡保険金を受領しても、特段の事情があれば贈与とは扱われない
- 5-5-4 多額の死亡退職金について、会社が長期にわたり分割支給(年金払)し、支払の都度損金算入する
- 5-5-5 生命保険金等のみなし相続財産は、代償分割の対象とはならない(代償金相当額は贈与税の課税対象)

第 6 節 債務を承継する場合の工夫

- 5-6-1 各相続人が相続財産を超える債務を承継しないように遺産分割を行う(生前贈与加算に注意)
- 5-6-2 紐付き関係にある賃貸不動産とその借入金は、同一人が一括取得するか、又は資産と負債を同一の割合で複数人が共有取得する(借入金利息の必要経費算入)
- 5-6-3 相続開始時に非業務用であった不動産についても、紐付きの借入金は同一の相続人が取得する(相続後の業務用への転換又は譲渡を考慮)
- 5-6-4 相続開始後に相続人が支払った被相続人の医療費は、相続税の債務控除と所得

税の医療費控除の両方で控除する

- 5-6-5 相続開始時に主債務者が弁済不能の状況にある場合は、保証債務であっても確実な債務として控除される
- 5-6-6 保証債務を考慮すると被相続人の財産に債務超過の恐れがある場合は、正式に相続の放棄をする
- 5-6-7 相続開始時に事業承継を行う相続人は、経営者保証ガイドラインの特則を活用する等して、事業上の借入金に対する被相続人の連帯保証を解除してもらう
- 5-6-8 譲渡によって保証債務を履行すべき資産と、履行が確実な保証債務をそれぞれの負担割合に応じて複数の相続人が取得して譲渡する
- 5-6-9 相続人は、自らの負担割合を超えて被相続人の租税債務を納付する責任が生ずる場合があることに注意しなければならない
- 5-6-10 配偶者が法定相続分以下の財産を取得する場合は、他の相続人が葬式費用を負担した方が相続税額の計算上は有利になる
- 5-6-11 社葬を行う場合は、相続人等が負担すべき費用と明確に区分する(なお、社葬費用は自社株評価において債務計上ができる)

第7節 税額計算の規定を有利に活用するための工夫

- 5-7-1 一定期限内に譲渡予定の土地を取得する相続人のあん分割合を切り上げると、取得費加算額が増加する
- 5-7-2 生前贈与加算に対応する贈与税額控除が切り捨てられないように相続財産を取得する
- 5-7-3 相続時精算課税が適用された申告済財産の評価誤りを発見した場合、相続税申告時において適正に贈与時の評価をし直せばよい
- 5-7-4 未成年者又は障害者が未成年者控除又は障害者控除を受けるためには、相続又は遺贈によって財産を取得しなければならない
- 5-7-5 養子である孫が財産を取得する場合は、相続税額の二割加算と一代飛ばしの効果を比較計算する

第8節 農地等についての納税猶予を適用する場合の工夫

- 5-8-1 原則として、貸し付けられている農地は納税猶予の対象とはならない
- 5-8-2 子の農業経営継続意思が弱い場合は、第一次相続で配偶者が納税猶予の適用を受ける
- 5-8-3 都市営農農地については、特定生産緑地の指定を受けない限り、次の代で納税

猶予が受けられない

- 5-8-4 将来の納税猶予の全額打切りを避けるため、面積の広い市街化調整区域内農地についても納税猶予対象農地に加える

第 9 節 有利な納税方法のための工夫(延納又は物納の選択)

- 5-9-1 自己資金だけで延納税額を完納するための、所得金額と延納税額との関係(給与収入金額が 2,000 万円なら、延納税額の上限は 8,000 万円以下→安易に延納選択をしない)
- 5-9-2 延納は納付を困難とする金額の範囲内であるため、延納申請予定者はあえて現預金を取得しないようにする
- 5-9-3 延納申請者は、不動産等を多く取得すれば、長い延納期間と低い延納利子税率の適用を受けられる
- 5-9-4 延納申請者が相続時精算課税の適用者である場合、相続時に加算された相続時精算課税適用財産は動産等と同様に扱われるため、延納期間が短く利子税率が高くなることから、その者の不動産等の割合を高めるように遺産分割の工夫を行う
- 5-9-5 延納許可後に資力の状況に変化があった場合等で、予定どおり延納を継続できないときは、「延納条件変更申請書」を提出して条件変更を求める
- 5-9-6 物納の許可を得るため、物納申請者はあえて現預金を相続しないようにする
- 5-9-7 相続開始時には貸宅地であっても、立ち退き等によって物納の収納時までに変更すれば、貸宅地から自用地に収納価額が改定される
- 5-9-8 物納予定の土地が全体としては「地積規模の大きな宅地」に該当する場合は、その土地を分割取得すれば収納価額が高くなり有利なこともある
- 5-9-9 物納申請する宅地については、小規模宅地等の特例を適用しない方が有利(ただし、他の相続人の納付税額に影響を与える)
- 5-9-10 一団の土地を物納申請する場合は、各人の納付すべき税額の割合で共有取得すれば、共有者全員の物納が認められる
- 5-9-11 収益性の低い貸宅地について、物納適格要件を満たした上で物納する
- 5-9-12 相続した共有不動産を分割するなどした転得財産を物納に供する
- 5-9-13 分割取得すれば評価額が低くなる土地を物納申請する場合は、一人で全体を取得した方が収納価額が高くなり有利なこともある
- 5-9-14 物納劣後財産だけを取得した相続人は、他に適当な財産がないため、その財産を物納に供することができる
- 5-9-15 相続開始時から大きく値下がりした上場株式等を物納に供する(物納すれば譲

渡所得が非課税となることも考慮する)

5-9-16 上場株式を物納する場合、権利付最終日を確認したうえでその日後に物納手続きをすれば、配当金受領権や株主優待制度利用権を確保できる

5-9-17 非上場株式を物納に供し、その後評価額が下がったときに当該法人の株主等特別の縁故関係のある者が買い戻す

5-9-18 物納後の残地が極端に小さくなり通常の用途に供することが出来ないような場合は超過物納が認められ、超過部分の金額は過誤納金として還付される

第6章 相続税申告後の工夫と見直し

相続税は申告納税制度ですから、第一義的には期限内申告でその税額が確定するのですが、申告洩れや財産の評価誤り等があれば、補完的に税務調査に基づく更正処分や修正申告によっても確定します。本章では、まず税務調査を受けない工夫としての「税理士による書面添付制度」の活用を紹介した上で、統計資料によって税務調査の実態を確認します。また、不幸にして修正申告書を提出することになったとしても、まだ工夫の余地が残されていること等を、設例によって確認していきます。

以下、ここでも項目のみ記載します。

第1節 税務調査の実態と修正申告を行う場合の対応策

- 1 書面添付制度
- 2 税務調査の実態
- 3 縄延びのある土地が判明した場合
- 4 名義預金の判定基準
- 5 生前贈与か名義預金かの判定による税負担の差
- 6 修正申告を行う場合の対応策
 - (1) 修正申告に係る留意点
 - (2) 遺言書により一部分割・一部未分割の場合で遺留分侵害額請求を受けた場合
 - (3) 遺言書により一部分割・一部未分割の場合の配偶者の税額軽減
 - (4) 重加算税が課される場合の対応策
 - (5) 税務調査で発見された未分割財産がある場合の修正申告

第2節 申告期限から3年経過の直前対策

- 1 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請手続き
- 2 相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例の活用法

(1)～(4) 特例の概要、要件、計算、手続

(5) 活用法

延納利子税の損金化(同族会社が借入金で相続不動産を取得する)

含み益のある土地から譲渡する等の特例選択の順位を考える

自社株の発行会社に対する譲渡(みなし配当課税→譲渡所得課税)

申告期限後3年経過直前の譲渡対策(親族や同族会社へ譲渡)

直接所有から間接所有への転換—取得費加算と買換特例の活用